

Title	スウェーデン犯罪防止委員会報告書概観 (一九九二年)
Sub Title	A brief survey of reports of the National Council for Crime Prevention of Sweden (BRÅ) 1991
Author	坂田, 仁(Sakata, Jin)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1994
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.67, No.5 (1994. 5) ,p.115- 136
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	資料
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19940528-0115

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

資料

スウェーデン犯罪防止委員会報告書概観（一九九二年）

坂 田 仁

昨年中に筆者の入手した資料は次の通りである。スウェーデン犯罪防止委員会及びスベリ教授の変わらぬご好意に感謝しつつ、それらの主要な内容を紹介したい。

- 1 Familj, uppväxt och brott(av Peter Martens), Rapport 1992 : 1
(家族、成育史及び犯罪)
- 2 Brottutvecklingen 1991, Rapport 1992 : 2
(犯罪の趨勢、一九九二年)
- 3 Ungdomsprojekt (av Ingrid Sahlin), PM 1992 : 1
(少年対策プロジェクト)
- 4 Skatterevision i sju branscher(av Dan Magnusson & Pia Wikström), PM 1992 : 2
(七業種における税務監査)
- 5 Vård i butik, post och bank, PM 1992 : 3
(商店、郵便局、及び銀行における粗暴行為)
- 6 Rättsstat i kris, Janne Flyghed, Federativs, Stockholm, 1992.
(危機における法治国家)
- 7 Från tukthus till behandlingshem, Allmänna barnhuset, Skogs, Trelleborg, 1992
(懲治場から処遇ホームへ)
- 8 Fängslat, Hans von Hofer, Kriminologiska Institutionen vid Stockholmsuniversitet, Stockholm, 1993.
(刑務所)
- 9 Vård — En kunskapsöversikt —
(av Per-Olof H Wikström)
(粗暴行為——概観——)

I 家族、成育史及び犯罪

Family, uppväxt och brott, Rapport 1992:1

(av Peter L. Martens)

本書はストックホルムプロジェクトの⁽¹⁾一部である。その学校調査、七九二人の基礎学校九年生のアンケート調査が基礎資料になっている。学校間の比較は、別の報告書にまとめられており、ここでは家族の問題が取り扱われる。

家族の社会的・社会心理学的要因として、社会経済的地位、家族の規模、離散家族、移民家族、家族の情緒的な関係、子の統制、躾の方法が従来の研究を基に検討され、トンリー⁽³⁾に従って早発の継続的非行と関係する二〇の仮説が提示される。

低い知能／衝動性／家庭での被虐待・被放任／厳格・暴力的躾／両親の冷酷・拒否／両親の子の行動の不注視／両親の不和・乖離／母子家庭／両親・兄弟の裁判歴／親の薬物乱用／非白人の移住者／両親の職業的低地位／両親の低学歴／家族の低収入／多人数家族／低い住居水準／学業不振／犯罪多発校に通学／犯罪少年との交友／非行多発地域に居住。

次いで、報告書は二部に分かれ、第一部では社会学的、社会心理学的に家族の構造と社会化の問題が取り扱われる。

上記のストックホルムプロジェクトのアンケート調査の結果⁽⁴⁾から、社会的背景要因と社会化要因と犯罪行動に関する変数を

選り、重回帰分析を実行している。

選択された変数は、

「社会的背景」 社会経済的地位、居住形態、家族の規模、離散家族、移住者家族

「社会化」 社会的・情緒的結合「両親と食事、両親を信頼、両親と団らん、援助指導」、反社会的行動への両親の反応「怠学、万引、家出」、夜の過ごし方「平日の夜、休日の夜」、夜間の在宅「平日在宅、休日在宅」

「犯罪行動」 全犯罪、万引、損壊、暴力、重大な財産犯である。

統計的に有意差の出た項目は、移住者の家族及び多人数（六人以上）家族である。その両親は、必要な援助指導を子に与えられず、子供の間違いに叱責で対応することが多いとされる。

社会的背景と非行との関係では、社会経済的地位、家族の大きさ、離散家族、移住者家族と非行の関連が調査され、社会化と非行との関係では、両親と子の社会的情緒的結合、両親の非行への態度、夜の過ごし方からの子の家庭指向性が調査された。ここでは、少年の家庭指向性が非行と最も強く関係していたとされる。夜を自宅で過ごす少年は非行を犯す危険が最も小さい。両親に対する子の信頼の欠如、両親の子への無関心が非行と関わりが深い。

この知見に基づいた因果関係モデルが示されている。

第二部においては、生態学的研究で、居住環境が社会化に及

ばず影響が調査される。

居住環境は、一、移住者の多い公共住宅地域、二、移住者の多くない公共住宅地域、三、両者の混住地域、四、小家屋地域に分類され、それぞれの地域のタイプと非行との関係が調査されている。

調査地域に居住していた四三四人の生徒の間では、低い家庭指向性と両親との社会的・情緒的距離が目立ち、スウェーデン人居住地域では犯罪性の強い生徒は夜の在宅が稀で、移住者居住地域では犯罪性の強い生徒は夜の時間の過ごし方が不定で、特に移住者及び混合居住地域では離散家族が犯罪の危険を高め、家族の大きさが社会化変数を通して少年犯罪に影響し、移住者の背景要因は間接的に社会化変数を通して少年の犯罪に影響し、男子が女子より犯罪が多く(特に移住者の少ない公共住宅地域)、小住宅地域では社会化変数も社会的背景変数も際だって弱くことが指摘されている。

また、居住地域の如何とはほとんど無関係に、犯罪性のあるものとの交友及びストックホルム市内で夜を過ごすことが少年の犯罪と密接な関係があった。

こうして、家族的な要因と非行との因果関係が改めて確認され、子の家庭外での行動に両親がどこまで関心をもっているかが重要だとされる。そして、両親の目に影響する事項として、両親の職業的地位、社会的・心理的問題、両親と子との間のコミュニケーション(即ち、社会的・情緒的關係)が指摘されて

いる。

処遇面で重要なことは、早期に生態学的基礎に基づいた手段を、若い家族に対して取っていくこととされている。また、移住者家族では移住者の元の文化を考慮に入れたスウェーデン社会への適応をはかることが重要であり、スウェーデン人主体の公共住宅地域では失業、孤立、不良住居など、問題の背後の構造的なストレスの処理が重要であり、小住宅地域では両親と子の間の不和が重要な問題である。

II 犯罪の趨勢、一九九一年

Brottsutvecklingen 1991 (Rapport 1992 :2)

本書は、一九九一年の犯罪の趨勢の報告である。前年より若干届出事件の数は減少し、一、二〇〇、〇〇〇件弱である。記載の方法は、従来と同じであるが、本年は二〇世紀末へ向けての犯罪の趨勢の予測と少年犯罪の趨勢とが追加されている。

趨勢の予測は、アールベリイが行っているが、犯罪の趨勢と一〇歳から五〇歳の人口、一五歳から二四歳までの青少年の人口、国民総生産との間に強い相関があることを指摘し、趨勢を従属変数とし、独立変数に上記の二種類の人口を取り、その時間的変動をみるというモデルを示している。この場合、それぞれに定数を考える必要があり、五個の定数に加えられている。

この定数を二個に減らして、人口と時間の関数として、線形モデルをとり、一九七六年から一九九一年までのデータから二〇〇〇年まで一貫して犯罪が増加するとの予測をたてている。

少年犯罪の趨勢も同じくアールベリイが担当している。青少年の被疑者の人口比の指数は、一九七六年以来はほぼ同一の水準にある。一方警察による犯罪の解決率は減少している。窃盗の場合、解決率は一九七六年の一四%から一九九〇年には七%に減少している。青少年の犯す主要な犯罪は窃盗である。従って、青少年の被疑者の数の変化は青少年の犯罪の数を反映しているとはいえない。むしろ、問題は、増加の程度を明らかにすることである。解決率の減少を考慮に入れると、一五〜一七歳で三%、一八〜二〇歳で二〇%、それぞれ多く見積らなくてはならない。

一五歳未満の者の犯罪統計は一九七七年以来存在しないが、「被疑者刑事未成年」の理由での捜査中止の決定は年々増加している。

その他、目についたのは、飲酒運転犯罪の処分が最近では、罰金の場合は略式命令の比率が減少して秩序罰の比率が増大し、その他の制裁の場合は拘禁の比率が減少して保護観察と条件付判決の比率が増加していることである。

以上の他の紹介は省略する。

III 少年対策プロジェクト

Ungdomsprojekt

— Retorik och praktik —

(av Ingrid Sahlin, Brå-PM 1992:1)

本書は、一九八〇年代の少年対策プロジェクトのローカルな協力関係の概観を目指している。経験的な調査ではなく、文書化された諸計画の分析が研究の中心になっている。

方法は、それら諸計画に示されているイデオロギーを批判的に調査することである。利害の対立、現実の解釈と言葉の不一致、言われていることと実際に生じたことの不一致、という三個のコンフリクト、権力の三個の形「プロジェクト担当者による意図的な権力行使、構造のぼやけた状況での意図的な権力行使、意図を欠如した権力行使」、計画のダイナミックスが視座になっている。内容は、国の予防プロジェクト、協力、少年の参加、プロジェクトのパラドクス、隠された計画、結論、に分けられている。

一、国の予防プロジェクト

予防の概念には、早期、公開、拡大という要素が含まれている。非行を生じさせないために、早期に幅広い対象者を相手に「問題」を処理するのである。次は、処理されるべき問題の概念である。設定の目的は国家社会の保護か変革か、単なる目標

か具体的活動か、社会への少年の統合か少年の養育か、などとそれぞれのプロジェクトに示される標語を対立させている。中央と地方、関係諸機関の間の対立も重視されている。一九八〇年代の少年非行の予防プロジェクトにおいては、国の指導的役割は後退し、情報の提供・取得に移っていると著者は解釈している。

二、協力

協力によって、労力の重複が防止され、情報の交換がなされ、協力機関の間の機能の変化がもたらされる。その一方には、諸機関の間に葛藤や同盟関係も生じる。ここでは、権力・反権力の関係が重視されている。

一九八〇年代において、協力は社会統制の強化に向けられ、社会の私的セクターの役割を強調するものになっているとされる。

三、少年の参加

これは、一九八〇年代のプロジェクトの共通の合言葉である。が、曖昧な言葉である。何故、何に、そして誰を相手に参加を求めるのか、影響力の行使を含むのか、が問われる。

対象者は、影響力をもつグループと世話を受けるグループとに分かれる。プロジェクトは、それぞれその目的とするグループを有する。ここで生じる問題が具体的、個別的に述べられている。

四、プロジェクトのパラドクス

プロジェクトは、通常現状改革の試験的活動であり、改革そのものとは別である。また、予算的にも活動面でも、本来の活動とは異なり制約がある。かくて、プロジェクトは、一定の目的をもち、行政的な形式の、変革を含む、制約された活動と規定される。

少年保護の領域でのプロジェクトは、通常自由な変革を許容するものではない。国の補助金が要求する形式の中に収まるものである。表向きの目的に本来の目的が隠されている場合も多くみられる。主たる目的より副次的目的の方が重要なときもある。

非行予防プロジェクトが「改革の水準」では肯定的結果を得ても、「現実の水準」では何の影響も残さない理由を著者は三個指摘する。一は、副次的効果が実施の過程で無意識的に追求されること。二は、期待される副次効果が本来の目標となること。三は、現実水準での変化を生じる能力を改革水準の措置がもたないことである。これらを著者がパラドクスと理解しているとみてよいであろう。

五、隠された計画

成人の監視の目が届けばそれによいという種類のプロジェクトがかなり存在する。表に出ている目的は何でもよいのである。

監視の目は、少年団体、情熱ある指導者、国の補助により強

められ、また、成人と少年との統合と分裂とが望ましい秩序に向けて追求される。少年の自律性よりは、成人の影響、統制が一九八〇年代には重視されている。少年が成人社会の直接の利害に対する脅威になってはならないのである。

六、結 論

予防、協力、プロジェクト、参加という四個の概念の多義性を著者は指摘したという。そのどれがプロジェクトの中で優位を占めるかは、権力と統制力の問題である。そして、「少年の参加を増加するための予防的な協力的プロジェクト」は、全体として実質的内容を必要とせず、レトリックが生命となる、というのが著者の結論のように思われる。

IV 七業種における税務監査

Skatterevision i sju branscher

— En studie i ekonomisk brottslighet

(av Dan Magnusson, Brå-PM

1992: 2)

本報告書は一九八六年の政府からの調査委託に対する報告の一つである。著者は過去にも経済犯罪に関する調査報告を行っていた。⁽⁶⁾

本書では七つの業種（自動車修理業、清掃業、塗装業、不動産管理業、レストラン・食堂営業、タクシー業、運送業、及び

違法な「白タク」営業）における経済犯罪の実態を、州国税局、地方税務事務所、州庁、警察が監査作業を担当し、犯罪防止委員会が分析作業を担当する方式で調査している。

最初に経済犯罪の定義と類型（どちらもティーデマンに従う。）が論じられ、経済犯罪の法律学的類型として、粗税犯罪法、刑法二一章「債権者に対する犯罪」、密輸取締法、歳入法、税法、株式会社法の一部、刑法九章「詐欺罪」、刑法一〇章「横領など」、刑法一五章「偽証罪など」及び環境保護法のそれぞれ違反を経済犯罪としている。

実際に調査されたのは租税犯罪法の違反で、その他の違反の体系的な調査はなされていない。会計帳簿作成上の欠陥と虚偽の課税所得申告とが調査されている。

監査の結果は、各業種ごとにまとめて示されているが、詳細の紹介は省略して結論部分のみを以下に摘記する。

違反の発見された法律の規定は付録に掲げられているが、全部で一五種類前後になっている。意図された監査がほぼ完全に行われたのは自動車修理業と清掃業で、他の業種では監査を充分に行うことはできなかった。

監査された約八三〇の企業のうち二五四（三〇％）に犯罪の嫌疑があった。脱税額の大きさからいうと、八〇％は五万クローネ以下であった。

これらの企業のうち二七％は税務当局から重加算税を徴収されていない。重加算税を一〇〇万クローネ以上徴収されている

企業は四社になっている。また、租税犯罪法に従って税務当局が検察庁に告発した企業の数は一六〇である。

監査結果を著者は四項目報告している。

- 一、企業の三〇％に違反の嫌疑があった。
 - 二、告発の数は嫌疑の数の割に少ない。
 - 三、嫌疑にかかわる金額は小さい。
 - 四、企業の五〇％は帳簿に欠陥がある。
- その他の指摘は省略する。

V 商店、郵便局、及び銀行における粗暴行為

Vald i butik, post och bank

(Brå-PM 1992 : 3)

本報告書は、犯罪防止委員会の内部の「粗暴行為」⁽⁷⁾に関する研究グループの研究のひとつである。グループには「家庭内の粗暴行為」、「公務員——特に司法・矯正部門——への粗暴行為」、「娯楽施設、公共交通などでの粗暴行為」、「商店、郵便局、銀行での粗暴行為」の四個があり、これは、その第四のグループの研究報告である。

商店、銀行、郵便局での粗暴行為は第一に「強盗」と「強盗未遂」である。商店においては客と店員のやり取りの中で粗暴行為に至る場合がでくる。また、万引を発見した店員と犯人の間に粗暴行為が発生することもある。これらには多数の暗数があると考えられている。

報告書は、強盗を商店、銀行、郵便局、輸送車の四種に分類して、それぞれ犯罪の趨勢、時間、手口、武器の使用、地域的分布について、一九八〇年から一九九〇年の統計に基づいて記述している。

報告書の後半は、研究グループの考察に充てられ、最近の強盗の増勢に対して対策が充分に効果を挙げておらず、対策を効果的にするために、警察の防止活動、強盗の趨勢の分析が必要だとされる。特に下記の事項の必要性が指摘されている。

- 一、強盗犯人逮捕のための予算の増額
- 二、強盗事件の詳細な情報を広めることがもつ危険の程度を警察部内で知ること

三、防犯器具などについて銀行などの管理者への説明

四、暴力的事態を回避する方法などの職員への情報提供

五、ショッピングセンターなどの構造についての助言

これに続けてさまざまな観点からの強盗をめぐる防犯上の問題点が強盗の種類別にこまごまと述べられている。

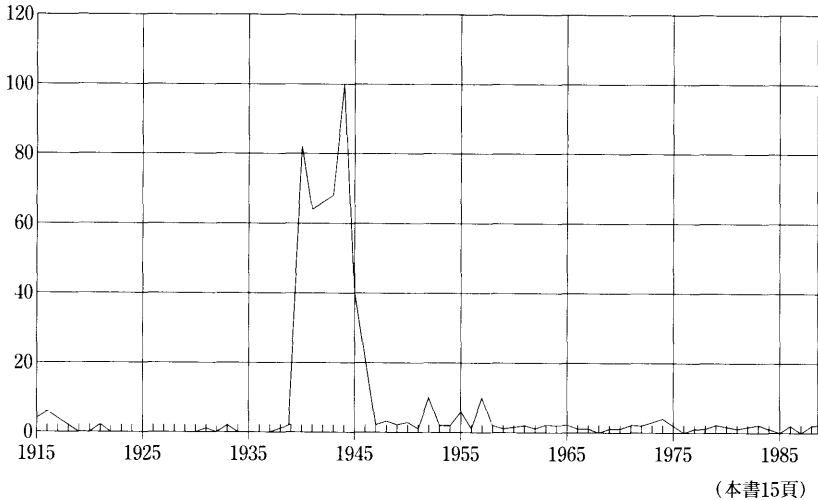
VI 危機における法治国家

Rättsstat i kris (av Janne Flyghed,

Federativs, Stockholm, 1992.)

本書は、第二次世界大戦中のスウェーデンの法律状況を反逆罪の運用の面から調査、分析しているものである。図によると

図 反逆罪又はスパイ罪により有罪判決を受けた者(1915-1989)



一九四〇年と一九四四年とに反逆罪の件数が突出していることが判る。著者の仮説は、スウェーデンの中立政策が大戦の初期と大戦の末期とでは異なった様相をみせ、初期にはドイツより、末期には連合国側より傾いていたとする。著者は、これまでの研究を概観して、そこにはスパイ罪の訴訟事件の分析が欠けているとして、全国の裁判所に残されている事件記録を精査し、スウェーデンが事態にどのように対処していたかを述べている。

本書の目次は次のようになっている。

一、法治国家の防衛

二、スウェーデンと外国との関係

三、立法

四、公共の治安活動

五、裁判所の活動

六、要約と結論

第一章では、国家を一定の領土をもち、適法な暴力が何かを定義する力を独占している構成物とし、暴力の行使が国家存立の基礎であることを承認して、国家と民主主義との葛藤を、反国家活動法、外国人法、出版の自由法の三個の法律の適用の面から考察している。

スウェーデンは「中立の保持」と「市民の自由の保障」との葛藤の解決をはかるにあたって、「中立の保持」に優先順位をあたえた。そのため、大戦中は警察国家に変身したとする。こ

れが著者の仮説である。

第二章ではスウェーデンが伝統的にドイツに近い国であったことが指摘され、ナチスの台頭によって両国の外交関係に生じた緊張のさまざまな事例が紹介される。

大戦中のナチスの中立概念は、軍事的、政治的中立にとどまらず、出版の中立を含むものであり、これがスウェーデンに要求された。ドイツは、スウェーデンの鉄鋼産業を安全な状態に置くことで、その輸入が確保でき、これがドイツの最善の利益だったとされる。またドイツ軍隊のスウェーデン領内通過の費用の他ナチスの崩壊まで、スウェーデンに対する支払いは完全に行われた。

一方、スウェーデンは自国を大国間の戦争の局外に置き、北欧共通の利益の維持をはかった。また、ドイツの暗号の解読にも成功していたという。著者によれば、スウェーデンはノルウェイ、デンマーク、フィンランドを明らかに援助していた。「局外に立つ」ことと「中立を厳格に守る」ことは一致しないのであり、スウェーデンはこの前者を重視した。スウェーデンのこの態度は、正確には中立ではなく、「非直接交戦国」のものであったという。

第三章では立法面での状況が論じられている。出版の自由法、外国人法、及び反国家活動法が取り上げられている。

「出版の自由法」

ナチスの中立概念の要求を受けて、ナチス批判の論調に対し

てスウェーデン政府は大きい懸念を示し、出版の自由を保障している憲法の改正を意図し、検閲制度の導入を図った。「戦時及び臨戦時における出版物に関する規定」⁽⁸⁾は裁判所の代わりに政府が出版の自由の問題を処理すると規定している。実際にはこの法律は施行されなかったが、出版の自由の制限は戦時中のやむを得ないこととして受け入れられ、これにそった自己規制が出版界で行われ、終戦の直前にナチスの干渉の危険のなくなった時に廃止された。

外国との友好関係を阻害する出版物の差押え(出版前を含む)について、当時の出版の自由法により、法の手続きによらない差押えを政府は執行できた。この規定(同法第三章九条)はほとんど死文化していたが、これを改正し、司法大臣が単独で差押えができるように改正された。これにより、出版の自由法の要求する陪審裁判が回避された。この規定によりなされた差押えは、一九四〇年から四三年の間に三一五件であったが、ドイツ批判が二六四、連合国批判が四二であり、その六〇％は左翼系の新聞雑誌であった。ここでも法律の存在そのものが防止効果を示したとされる。

出版物の輸送・頒布の禁止が、王国の安全及び外国との友好関係を害する虞のあるものに対してなし得る立法がなされ、民主主義と国家の利益の葛藤が議会での議論に反映された。危機的な状況にあつては、政府への忠誠が憲法の存続より重要であるが、一方で、出版物の輸送を公権力で禁止する政府の提案は

明らかに憲法違反である。議会は、法律の効力を毎年の議会の決議に依存するものにした。一九四〇年から三回議会は、政府の提案に従ってこの効力を認めたが、一九四四年には政府の提案はなかった。

禁止の対象になった新聞・雑誌は六種であったが、うち五種は反ナチスのものであった。禁止の直接の事由になったのは、一九三九〜四〇年の共産党の宣伝であったが、効力の存続の理由は別のもの、即ち、ドイツとの友好関係の阻害であった。

これらのマスメディア統制を行う国の執行機関があった。情報庁とプレス委員会である。その活動が詳細に述べられている。

〔外国人法〕

ヒトラーの出現の前後で民族の考え方が大きく変化した。一九二〇年代までは、スウェーデン国内で純粹な北歐人種を優秀とする思想が存在し、民族衛生が真剣に考えられていた。外国人が政治的に問題になったのは一九一〇年代の不況のときで、外国人労働者を締め出すために外国人の国外退去を求めて、最初の外国人法が制定された。

ナチスの台頭後状況は変化し、ナチスによるユダヤ人迫害が激しくなり、外国人法の中に政治的亡命というカテゴリーが設けられた。ただ、その要件は厳しく、ユダヤ人の多くはその適用を受けられなかった（後に緩和）。また大戦の勃発後は、膨大な数の外国人がノルウェー、デンマークなどからドイツの攻撃を逃れて入国してきた。一九四〇年には、その数は、十萬四

千人に達したとされる。

その一方で王国の安全に危険な者の保護（抑留）が行われるようになり、スパイ行為などで有罪にならなかった者も行政的な判断で無期限に収容された。外務省など治安当局の判断が強い影響力をもった。その状態は一九四五年の外国人法の改正まで続いたとされる。そして、大戦の初期に収容された者には反ナチスの活動家が多かったというのが著者の指摘である。

〔反国家活動法〕

ここで著者は、旧刑法八章（叛逆罪など）、一九章（公共危険罪）、軍刑法などの規定に反する反国家活動に関する法律の沿革を扱っている。王国の安全と外国との友好関係を害することとがここでも基準になっている。反国家活動の内容は、スパイ行為とサボタージュ行為であるが、前者に重点が置かれている。

一九三六年の刑法八章の改正では、国の安全を害する目的でなされた公開情報の収集も処罰の対象となった。しかし、議論の過程で授権法の民主主義に対する危険が強調されたが、民主主義を守るためには、全体主義と同じ武器でそれと戦わなければならないとされた。総力戦の中で、国家のすべての生存機能を知ることがスパイに包含されることになった。更にドイツに対して英仏が宣戦を布告した後、国民の生存又は王国と外国の友好関係に危険な通報活動はすべてスパイとされ、外国人も適用の対象となった。又、その予備も刑罰を科されることになった。この理由は二つあり、一つはスウェーデンの商業をスパイ

から防衛すること(鉄鉦石とベアリングは交戦国双方に輸出されている)。他は友好関係である。中立国として全交戦国のスパイから自らを防衛しなければならない。

一九四〇年にはスパイ行為の範囲は拡大され、軍の機密のみでなく戦争中の王国と結合している権力に反する戦時スパイ行為も処罰の対象となり、叛逆罪の未遂、共犯は勿論、他人の叛逆罪を可能にした者も処罰された。

このようにして、一、王国と外国との友好関係、二、王国の防衛、三、国民の生存の三個が保護法益になったのである。この後二者はスウェーデンのみの問題であるが、一は外国の許容性とかかわっていた。許容水準の高低によって叛逆罪の成否が定まったのである。そして、この水準は戦局の変動により変化する相対的なものとなっていた。これは、後二者の判断基準がスウェーデンの利益という絶対的なものであったのと対照的であった。

一方軍刑法の戦時条項は、軍刑法の人的適用範囲を拡大し、スパイ罪と叛逆罪とは王国のどこで、誰によって行われても適用されることになり、隣国ノルウェイからの戦時難民のすべてが反国家活動者とされる状態にすなわった。また、平時では既に廃止されていた死刑も適用可能になり、死刑をめぐる議論も紹介されている。スウェーデン政府は一九四二年三月二一日より戦争危険状態、戦争に至る極限的な状態に入つたと判断し、その状態は大戦の終了まで続いた。この政府の宣言以前は、事

件ごとに裁判所は関連法規の適用にあたって個別的にこの判断を強いられることになった。

第四章は治安警察活動を取り扱っている。

大戦中スウェーデンではほとんどすべての交戦国のスパイが活動していた。それは中立国の宿命である。ドイツと連合国との間の扉としてのスウェーデンは極めて重要な場所であった。

スウェーデンの治安警察が制度化されたのは一九三八年で、現代的な戦争の性格からその必要性が認められ、政府は治安活動に関する秘密勅令を制定した。その目的は、スウェーデン国内で外国が戦争を開始することの防止及び外国との友好関係を阻害する活動の防止であった。その組織が紹介されている。その存在は、ある冤罪事件に基づく議会オムブズマンへの告発が発端でやがて明らかになったが、大戦の終結後廃止された。その存在は、当初議会にすら隠されていた。

続けて、強制処分、治安警察の活動(郵便、電話、検閲、手入れ、登録、ドイツ及び連合国との協力)が詳細に述べられている。

第五章は、反国家活動によって逮捕された者について述べている。その数は一九五七人となっている。この三〇%が起訴されているが、著者は起訴率は非常に低いとしている。

起訴された者は第六章で扱い、本章では治安活動の訴訟手続きへの影響が扱われている。資料には、戦時の治安活動について調査を行った公の委員会の調査結果に著者自身の収集したも

表 被拘留者の受益国別構成比 (%)

受益国	1940	1941	1942	1943	1944	合計
ドイツ	20	11	10	18	39	98
英 国	19	18	25	15	23	100
ソ 連	7	56	20	8	7	98

(本書419頁)

の用いられ、分析は二九の項目について行われている。

逮捕者数、起訴者数ともに法律と戦況の変動によってどちらも変化している。特にスターリンググラードを境にスウェーデンの利害にかかる事件の逮捕が増え、対独事件の逮捕基準が緩く、対連合国の逮捕基準が厳しくなっている。被疑事実の内容、地理的分布、国籍、関係国、対スウェーデンなど、詳細な分析がなされ、法律的な議論が紹介されている。また、独、英、ソの三者関係の中のスウェーデンの微妙な位置も浮き彫りされている(表参照)。

章末に民主主義国家において治安活動を統制することは不可能であり、それ故に秘密警察活動が法治国家と民主主義に対する脅威となるとの著者の見解が示される。しかし、民主主義を守るためには反民主的方法をとらなければならない。治安活動の統制手段として、議会オムブズマンと法務監察長官の役割とともに、治安活動と政府高官との密接な連絡が紹介されている。著者によれば、大戦の転換点以前のドイツのスパイの逮捕、起訴は比較的少ない。その理由として、ドイツのスパイは外交免責があった、難民の多数は反ドイツで、その人たちが何らか

のスパイ活動をしていた、ドイツ陸軍がスウェーデン国内でのスパイ活動を禁止していた、という三つをあげ説明を加え、更に、証拠はないが、ドイツのスパイ組織は一九四〇年にスウェーデン治安組織によって破壊されていたという理由を付け加えている。

第五章は裁判所の活動を述べている。一九五七人の逮捕者のうち五四九人が裁判に付されている。

まず、反国家活動にかかる訴訟事件が密行された問題がとりあげられている。一九三七年の秘密法は裁判の非公開を認めていたが、非公開が適当かどうかは争いの対象になった。

続いて、検察官、及び各審級ごとに裁判所の活動が詳述されている。検察官の中には、無罪の者を訴追したために、職務行為に誤りがあったとして、議会オムブズマンによる訴追の対象になった者もいる。

反国家活動で有罪判決を受けた者の半数以上はスウェーデン人である。他にノルウェイ人、ドイツ人、デンマーク人などがあげられている。活動の内容は、スパイが三七%、違法な情報活動二七%、が主なものである。刑罰は、日数罰金が八%、事件付判決が一〇%、主たる刑罰は自由刑(終身刑が二人)であった。その他、再犯、犯行の動機、ドイツのための活動か否か、難民、など細かく分析されている。

結論部分で著者は、スウェーデンを戦争の局外に置こうとする政府の政策が裁判所の法廷にまで広がっていたと指摘し、そ

の原因を一、外交上のパラドクス、二、立法、三、治安活動であると指摘する。

一は、スウェーデンがドイツに外交上の譲歩をしたために、国内での親ドイツ行動へのスパイ活動を増やし、その摘発件数が増えたこと、二は、立法によって国家を防衛するために広範な犯罪化が行われたこと、三は、治安活動が秘密勅令により始まり、広範な調査を実施していたことである。

国家の防衛と個人の保護は対立した利害であり、国家の危機に際しては個人の利益は、その大きい意味での保護のために犠牲にならざるを得ないとする。そして、その決定は政治的なものである。個人の自由と権利を当然のものと受け取ってはならない。それは、絶えず防衛され、議論され、期待できるなら発展されなくてはならない。本書に記述したことは、過去のことではない。状況は現在でも同じであると著者は結んでいる。

*

周囲のほとんどすべての国が戦争に巻き込まれている中で、唯一中立を護っている国が戦争状態にあると自ら判断し、戦時の特別な法律状態をどのように構成するのか、スウェーデン自体は戦争に参加していないので戦時刑法を適用することは本来はできないはずであるが、そうすれば、国内にどんな混乱が起るのか判らない。その混乱を回避するためどのような法的手段をどのようにとったらよいのか、スウェーデンの経験を詳細に述べている本書は、極めて重要な書物といってよいと思う。

中立によって国内の平穏を守ることが、実は戦争に参加するよりもはるかに困難であることを本書は示している。

筆者はこれまでにこの種の研究を読んだことがないので、正しい評価はできないが、重要な書物であることだけは明らかだと思う。

VII 懲治場から処遇ホームへ

Fran tukthus till behandlingshem
(red. av Stiftelsen allmänna barn-
huset, Trelleborg, 1992.)

本書は、少年福祉学校の歴史に関するアンソロジーである。⁽¹⁰⁾
ヨーランソンの序文に続き、

- 一、懲治場から少年保護へ (Lars Bolin)
- 二、時代に沿った活動 (Lars Bolin)
- 三、社会サービス調査会 [SU] (Ivan Ottoson)
- 四、変化する少年保護 (Arne Dahström)
- 五、インタビュー (Kerstin Winterbed)
- 六、時代像 (Lars Bolin et al.)
- 七、諸施設の概況

の七章(カッコ内は著者)からなっている。

一、懲治場から少年保護へ
ロービュー (Raby) がスウェーデンの現代的少年保護施設

の出発点であることは、広く認められている。ここでは、ロービュー以前の状況から始めて一九五〇年代に至る少年保護施設の歴史が語られている。

一六世紀から一七世紀の收容施設の状況、ロービューとプリンス・カールという近代的な感化院の誕生、女子の收容施設の発展、名称の変遷、私立・公立施設から国立施設への変化などが、救貧法から児童福祉法への法制度の変化に併せて述べられている。

かつて、文部大臣であった頃のエルランダーがこれらの施設をみて、障害児童の教育施設より優れていることに一驚したという。エルセ・クレーンの役割が積極に評価されていることも注目される。

二、時代に沿った活動

ここでは、それぞれの時代における收容児童の特徴、教育内容、作業内容、学校教育との関係、職員の状況などの変遷が述べられている。

当初の感化院の時代は八歳から十歳の児童が主であったが、後に年齢が高くなったこと、窃盗、浮浪、売春という送致理由が、アルコールや薬物、自動車窃盗に変化する様子などが往時の研究の引用により明らかにされる。教育は、聖書の学習を中心とする道徳教育から特殊教育に変化してきたこと、施設の所管について社会庁と学校庁との間に摩擦のあったこと、農業中心の初期の作業が職業補導に変化したこと、施設が学校ホーム、

職業ホーム、家庭学校と三種に整備されてきたこと、職員の職務分化、研修、勤務状況、報酬、体罰(鞭の使用)、及び少年福祉学校⁽¹²⁾の理念の変遷も述べられている。

理念の変遷の中では、少年保護の私営化と国営化について、社会福祉理念、慈善思想、階級思想などとさまざまな関連させた問題提起がなされている。

なお、一章及び二章の著者は、社会庁の学校局長を長く務めた専門家である。

三、社会サービス調査会

社会サービス法制定⁽¹³⁾の経過が簡潔に述べられている。

四、変化する少年保護

ここでは、一九六〇年の改正児童福祉法から一九八〇年の社会サービス法に至る少年保護制度の変化に併せて、少年福祉学校の変化が取り上げられている。

この中で特に注目を引くのは、一九八〇年の社会福祉改革によって国営から公営に変化した少年福祉学校(現在の一二条ホーム⁽¹⁴⁾)をめぐる諸問題である。

近接性、連続性、柔軟性という三原則に、強制的保護の排除の原則を加えて、すべての社会福祉施設の運営責任が国から地方に移されたが、一二条ホームにおいては、これが期待された効果を上げず、逆に定員の減少、処遇の不適切を生み出したとされる。この批判に対して、ホーム連合は国に、ランズティングホーム連合は国及びホームに、それぞれ運営責任を戻

すことを主張し、更に、国会も運営責任を国に戻すことを決議し、混乱した状態の続いている現状が生々しく記述されている。著者は、コムーン、ランツティング、大地域、国、の各レベルでの少年保護の運営のあり方を論じることによって、社会福祉改革の目的を放棄せずに、非行少年の施設保護の問題の解決を図る方策を探索している。

著者は、数個のランツティング（ほぼ州に相当）による大地域レベルでの施設計画の欠如を重視している。コムーン連合及びランツティング連合は、運営主体の変更だけでは不十分であるとし、一九九〇年に州を越えた大地域での施設計画を策定し、これへの国の出資を求め、国の細かい規制に反対している。

五、インタビュー

ここでは、かつての児童福祉領域の職員に対するインタビューが掲載され、非行少年を矯正保護の領域に任ずることへの警告がなされている。

六は、職員などによる往時の回想である。紹介を省略する。

七は、各時代における施設の一覧、定員、年表などである。

筆者はかつてロービューについて述べたことがあるが、本書は、全体として、詳細な資料に基づいて少年福祉学校の変遷を、少年保護制度の歴史にあわせて、記述している。その上に立つて、現在の一二条ホームをめぐる問題についても詳細に伝えている。その意味で極めて重要な資料である。付録、引用文献も貴重である。

VIII 刑務所

Fängelset : Uppkomst—avskräckande—
inkapacitering (av Hans v. Hofer)

本書は、著者による博士号請求論文⁽¹⁶⁾である。全体は三部から構成され、刑務所（監獄制度）の成立、縦断的にみた一般的威嚇効果、無害化、の三個のテーマを取り扱う。一部は歴史的考察、二部は一九世紀からの窃盗の統計を資料にした回帰分析による威嚇効果の分析、三部はアールベリイの研究の数理統計モデルに対する批判的検討である。

第一部では、スウェーデンの監獄制度の成立を理念史からではなく、実務、権力及び社会構造の三面から考察する。一は経験的にある社会現象が社会問題として意識され、解決される段階を追跡することになされ、二はある特定の個人又は集団の影響力を分析することになされ、三は社会構造の変動の分析によってなされる。

立法資料及び受刑者統計から、著者は、スウェーデンの監獄の成立を、理念的には一八一五年、組織的には一八二五年以後の時点に求めている。最初の監獄法は一八五七年に施行されている。

自由刑が成立する過程で生じた変化を、著者は、個人の自由の確立、保護の理念、形式的統制機構の確立、施設の建設の四

個の概念で説明している。個人の自由（フランス人権宣言）がなければ、自由の剝奪は刑罰になり得ず、保護の理念が自由刑の正統性を保障し、警察、裁判の制度の整備が自由剝奪を合理化し、施設の建設が自由剝奪を確実にするのである。

これらの変化の基礎に著者は、農業社会から産業社会への大きい社会変動が存在するとし、社会変動を自由刑の確立の主要な要因とみていることが窺われる。

日本と異なり、近世から現代にかけて歴史上の断絶がなく、公文書が整備されていることにより、豊富な公資料の引用がみられる。

第二部では、犯罪と検挙、有罪判決、投獄との間の相関関係を統計的に明らかにする試みがなされる。一八一四年以降現在までの窃盗で有罪になった者の十万人あたりの人口比とストックホルムの窃盗の認知件数（十万人あたり）とを対比すると、ほぼ逆比例の関係にある。つまり、投獄の可能性の高いときに窃盗の検挙件数が少なく、低いときに多いのである。この表面的な関係の分析が問題である。一般予防と特別予防との相関、及び、客観的な処罰の危険と主観的な処罰の危険との相関が取り上げられる。

著者は、一般予防の効果を検挙、制裁の明確さ、及び制裁の厳しさの三点にわけ、一と三とを検討する。これを時系列により分析し、条件付き判決の導入によって自由刑が減少したにもかかわらず、窃盗の数はそれと別の形の変動をしていること、

窃盗の増加は少年の窃盗の増加で、成人の窃盗に顕著な変化のないことなどをあげ、見かけの関連性に根拠のないことを示す。また、数理統計的な分析方法を用いて、窃盗に対する有罪判決と自由刑の比率を独立変数に、全窃盗件数、通常窃盗及び重窃盗、及び初犯窃盗を従属変数にとって、最小自乗法による推定を試みている。

結論は、窃盗に対する自由刑の威嚇効果は疑問であり、全国レベルでは一般的な威嚇効果の仮説は支持されないということである。

第三部では、アールベリーの仮釈放条件の緩和が住宅への侵入盗を増加させたとする研究（この研究に基づいて自由党（Folkpartiet）は仮釈放条件の厳格化を要求し、本年三月より仮釈放条件を厳格化する改正法が施行された。²⁰）に対する批判が述べられている。

アールベリーの研究では、地域的相違が無視されていること、侵入盗は仮釈放者以外の者が主に行っていること、侵入盗の増加の三分の二は制度改正を原因としないとアールベリー自身が認めていること、がその主な理由である。

本文中には、無害化という自由刑の目的について、集合的無害化、選択的無害化、範疇的無害化という三種の分類が問題にされている。アールベリーが扱ったのは、集合的無害化であるとされる。

IX 粗暴行為——概観——

Väld — En kunskapsöversikt —
(av Per-Olof H. Wikström)

本書は、スウェーデンの粗暴犯罪に関する啓蒙資料である。⁽²¹⁾
粗暴犯罪には、殺人、強盗、傷害、強姦が含まれている。

粗暴行為と攻撃とはほぼ同一の意味をもつという定義の説明から始め、粗暴犯罪の種類、粗暴犯罪の知識源、粗暴犯罪の数、隠れた粗暴行為と顕在的な粗暴行為、人々の間での粗暴犯罪の広がり、公共社会での粗暴犯罪の広がり、粗暴犯罪の被害者と加害者、粗暴犯罪の個別的な局面、粗暴犯罪の趨勢、粗暴犯罪の重大性、少年の粗暴犯罪の増加が説明されている。

粗暴犯罪は一九五〇年以來増加が続けているが、その原因はアルコールの消費量の変化と娯楽活動にあるとされている。また、粗暴犯罪は都市現象であり、その発生場所から家族間粗暴行為、同居者間粗暴行為、路上粗暴行為、公共交通機関内粗暴行為、盛り場粗暴行為、その他(屋内又は屋外)の粗暴行為に分類されている。傷害の約三〇％は家族又は知人間、個人強盗の七〇％は路上又は盛り場、強姦は、家族又は知人間と路上又は広場とがそれぞれ三〇％ずつになっている。

〔以下の注において、「概観」は「スウェーデン犯罪防止委員会報告書概観(一九八一年〜一九八七年、慶應通信、平成元年)」を示し、「概

観(年度)」はその後に法学研究に発表した同名の資料を示す。〕

- (1) Brott och åtgärder mot brott i stadsmiljön, Brå rapport 1990 : 5 etc.
- (2) Skola, livsstil och brott, Brå rapport 1991 : 3 (「概観(一九九一年)」、九三頁以下参照)
- (3) Tonry, M Ohlin & Farrington, D. P. : Human Development and Criminal Behaviour, Springer-Verlag, NY, 1991.
- (4) アンケートの全文は「Op cit. Brå rapport 1990 : 5, pp. 209-223 に載せられている。(「概観(一九九〇年)」、八一頁及び「概観(一九九一年)」、九三頁参照)
- (5) 「概観」、一五九頁。
- (6) 「概観」、一〇頁、六二頁など。
- (7) 用語については、「概観」、八五頁、注一参照。なお、後出IX「粗暴行為」も参照。
- (8) Lag med vissa bestämmelser om tryckta skrifter vid krig eller krigsfara.
- (9) 本書、二五一頁。なお、二八〇頁では、一九四〇年四月一二日にデンマーク及びノルウェーにドイツが侵入したときに、政府は戦争状態に入ったと判断したとある。
- (10) 著者はすべて少年福祉学校を支えてきた往時の関係者である。
- (11) 坂田「ロービュール感化院」、慶應義塾大学法学部法律学科開設百年記念論文集、慶應通信、平成二年、参照。
- (12) 「概観」、一四二〜五頁参照。
- (13) 坂田「スウェーデン社会福祉新立法」、家庭裁判月報三三卷一
号参照。
- (14) 坂田「スウェーデン「二条ホーム」の現況」、NCCD ニュース

六三三号参照。

- (15) 前出注一〇参照。
- (16) 本年五月二八日に公開審査が行われた。
- (17) Effekter av halvtsfrivivningen. Brå rapport 1985 : 2 (「概観」九五頁参照) 及び Inkapacitering. Brå rapport 1990 : 7.
- (18) 計算に用いられたソフトが何か筆者には不明である。
- (19) 坂田「スウェーデンの仮釈放」刑法雑誌一七巻三三頁、参照。
- (20) NJAL 1993, pp.13ff. cf.
- (21) 前出注六参照。

☆北欧犯罪学雑誌七九巻(一九九二年)(NTfk 79 årg. 1992)

- 1. Bang, Lisbeth : Et helsetilbuds virkning på anmeldelse og domfældelse af voldtægtsager (強姦事件の告訴と有罪判決への健康被害の効果)
- 2. Garde, Peter : Afhøring af børn (児童の取調)
- 3. Nielsen, Beth Grothe : Børn som ofre og vidner i sager om seksuelle overgreb (性的攻撃事件の被害者及び証人としての児童)
- 4. Stenvig, Bodil : Kommentar till J. O. Skov-Madsen (〔近親相姦に関する〕フュヤンの論文の批判) [] 内筆者注。
- 5. Aromaa, Kauko : Den europeiska integration och den finska brottsligheten (ヨーロッパ統合とフィンランドの犯罪)
- 6. Østergaard, Clemens Stubbe : Politisk korruption under markedsreformer : Embedsspekulanter og studentdemonstrationer i Kina (市場改革下の政治的腐敗——中国の政府投機と

学生の示威活動——)

- 7. Larsson, Paul : Rock i et kriminologisk perspektiv (犯罪学的観点からみたロック)
- 8. Hauge, Ragnar & Gusland, Jens J. : Straffutmålingen i pro-millesaker i Norge (ノルウェーの酒気帯運転に対する量刑)
- 9. Falck, Sturla : Konfliktråd. — alternativet som blir "stjålet"? (紛争処理会議——盗まれた代替措置で)
- 10. Nygren, Rolf : Liszt eller inhemsk idétradition ? (リスト、国内の観念の伝統?)
- 11. Andresen, Erling : Om dansk - tysk politisamarbejde under besættelsen (占領下におけるドイツとデンマークの警察の協力)
- 12. Greve, Vagn : International Strafferet og EF-Ret—en ny dansk forening (国際刑法と欧州共同体裁判所)
- 13. Balvig, Flemming : Narkotika—sociologiens hverdag (薬物——社会論の口説)
- 14. Storgaard, Anette : Narkotikastrafferet i Danmark og Norge (デンマークとノルウェーの薬物刑法)
- 15. Papendorf, Knut : Den tyske narkotikadebatten (ドイツの薬物をめぐる論議)
- 16. Schluter, Ragnild : Kriminalisering av det reisende folket i Norge (ノルウェーにおける行商の犯罪化)
- 17. Belfrage, Henrik : Den ökande andelen psykiskt störd brottslingar i fängelserna (刑務所における精神障害犯罪者の比率の増加)
- 18. Boerman, Albert J. : Rättsspsykiatris storkonsumenter (法精神医学の大消費者)

19. Komlos, Margit & Lidberg, Lars : Rättspsykiatriskt undersökta uttanningar i Stockholm (法精神医学的調査を受けたストックホルムの外国人)
 20. Vestergaard, Jørn : Dansk kronik (デンマーククロニクル)
 21. Bratholm, Anders : Trenger vi ny straffelov ? Straffelovkommissionens forslag til alminnelig del (我々は新しい刑法を必要とするか——刑法改正委員会の総論部分の草案)
 22. Mendi, Rubya : Islamisering og dens indflydelse på kvinders retlige situation (イスラム化と女性の地位に対する影響)
 23. Veghem, Bert . Kvinnens møte med politiet (女性が警察に出会う)
 24. Engbo, Hans Jørgen : Strategisk planlægning i Correctional Service of California (カリフォルニア矯正サービスの戦術的計画)
- ☆スウェーデン法曹雑誌七十七巻 (一九九二年) (SvJT årg. 77, 1992)
1. Frände, Dan . Anm. av Carl-Erik Herlitz . Parties to a Crime (書評・ヘルリッツ「犯罪の協同」)
 2. Heckscher, Sten Fler i fängelse och längre straff—Trendbrott i svensk kriminalpolitik (拘禁の増加と刑の長期化——スウェーデンの刑事政策は変化したか)
 3. Rune, Christer : Forundersökningsprotokollet ut ur domstolsakten i (訴訟記録から捜査記録を取ろう)
 4. Wiklund, Nils : Domstolarna granskar vittnespsykologer (裁判所は証言心理学者を調査する)
5. Lindell, Karin : Från lagstiftningsarbetet (立法作業の中へ)
 6. Hagiwara, Kaneyoshi : The role of lawyers in Japanese society against the background of Japanese cultural traditions
 7. Jareborg, Nils : Påföljdsbestämningens struktur (制裁の量定の構造)
 8. Christianson, Sven-Åke : Psykologisk expertis i rättsalarna — får vi bättre domstolsbeslut? (法廷における心理専門家——より決定が得られるか)
 9. Dofe, Ingemar : Rättsutvecklingen i Bulgarien 1989-1991 (ブルガリアの法律の変化 一九八九〜九一年)
 10. Strömberg, Tore : Anm. av Madeleine Löfmarck och Suzanne Wenberg, Straffansvar (書評・ゾフマルク他「刑事責任」)
 11. Dufwa, Bill W. : Anm. av Simon Fredericq, Risques modernes et indemnisation des victimes des lésons corporelles
 12. Frennered, Hans : Anm. av Dennis Tölborg, Under cover Den svenska säkerhetspolisen och dess arbetsmetoder (書評・ネルゲリ「覆う中」スウェーデン治安警察とその活動の方法)
 13. Pålsson, Lennart : Svensk rättspraxis—internationell praxis och processrätt 1986-1990 (スウェーデン司法実務 一九八六〜九〇年)
 14. Bohlander, Michael : Criminal Justice in East Germany after the Reunification
 15. Reiden, Anders : Nödvärn och skadeståndsansvar (正当防衛と刑事損害賠償責任)

16. Rune, Christer : Svenska domstolar i brytningstid—Synpunkter aktualiserade av två offentliga reformförslag (「法換期のスウェーデンへ裁判所——二つの改革提案の観点」)
17. Olson, Bengt H.: Genomgripande reformation av hela rättsväsendet (全裁判所組織の徹底した改革)
18. Ahlen, Lars : Några reflektioner om den centrala domstolsadministrationen (中央司法に就いて)
19. Lindell, Karin : Från lagstiftningsarbetet (立法作業との)
20. Björne, Lars : Anm. av Bo H. Lindberg, Praemia et Poenae, Etik och straffrätt i tidig ny tid (書誌・リビューン「Praemia et Poenae」——近世のスコットランドの倫理と刑法)
21. Tamsjö, Torbjörn : Lagen om psykiatrisk tvångsvård och respekten för individens autonomi (精神医療の強制隔離への関心と尊重)
22. Grönwall, Lars : Tvång eller frivillighet—en viktig debatt (強制と自由——重罪と鑑識)
23. Andersson, Lars : Skall den som sitter av en annans straff dömas för bedrägeri ? (他人の刑に服した者は詐欺罪に問われるか)
- ☆犯罪及び犯罪予防研究二号及び二号(一九九二年・一九九三年)
(Studies on Crime and Crime Prevention(BRÅ)1992 - 1993.)
No. 1, 1992.
1. Wikström, Per-Olof H.: Preface.
2. Solarz, Artur . Editorial.
3. Farrington, David P.: Criminal Career Research : Lessons for Crime Prevention.
4. Felson, Marcus : Routine Activities and Crime Prevention.
5. Ekblom, Paul : The Safer Cities Programme Impact Evaluation.
6. Chapell, Duncan & Strang, Heather : Violence and the Prevention of Violent Crime in Australia.
7. Block, Richard : Homicide Syndromes and Vulnerability.
8. Wikström, Per-Olof H.: Context-Specific Trends in Homicide in Stockholm.
9. Gabrielsen, Gorm & Gottlieb, Peter & Kemp, Peter : Criminal Homicide in Copenhagen
10. Schwind, Hans-Dieter & Zwenger, Garriele . The Dark Number : Analysis of Motives for Non - Reporting Theft in Three Studies.
11. Kury, Helmut : Crime and Victimization in East and West
12. Heinz, Wolfgang : Diversion in German Juvenile Justice.
13. Martens, Peter L.: Sexual Offences against Children . Some Results from a Swedish Study.
No. 2, 1993.
14. Solarz, Artur : Editorial
15. Junger-Tas, J.: Policy Evaluation Research in Criminal Justice.
16. Farrell, Graham & Buck, Wendy & Pease, Ken : The Merseyside Domestic Violence Prevention Project : Some Costs and Benefits.

17. Schneider, Hans Joachim : Violence in Family.
 18. Caddle, Diane : Training for Fatherhood . An Evaluation of Courses in Young Offender Institutions
 19. Blanc, Marc Le Late Adolescence Deceleration of Criminal Activity and Development of Self- and Social Control
 20. Menard, Scott & Elliot, Delbert S. & Wofford, Sharon . Social Control Theories in Developmental Perspective.
 - 21 Klein, Malcolm W. : Attempting Gang Control by Suppression : The Misuse of Deterrence Principles.
 22. Conwell, Paul & Olson, James N. & Avaray, D. Aunn W. : Modeling Decisions by Residential Burglars.
 23. Hauber, Albert R. : Fare Evasion in a European Perspective.
 24. Farrington, David & Wikstrom, Per-Olof H. : Changes in Crime and Punishment in England and Sweden in the 1980s.
- ☆ Brå apropå (1992) 不審1 編
Nr. 1.
1. Ahlberg, Jan : Myten om en minskande ungdomsbrottslighet.
 2. Sahlén, Ingrid : Statliga stödmedel till ungdomsprojekt Till vilken nytta ?
 3. Lacotte, Christian : Världsomfattande konferens om brottsprevention.
 4. Bean, Philip : Crackpedemnen som kom av sig.
5. Nystedt, Margareta : Rättsakerhet—vad är det ?
 6. Siren, Reino : Våld mindre hot mot hälsan än olycksfall Nr. 2.
 - 7 Andersson, Jan : Elektronisk övervakning bara en form av intensivövervakning.
 8. Nilsson, Håkan & Sundin, Anders : Rymningsplaner—mental träning för intagna.
 9. Kysgaard, Britta : Om ungdomsbrottsligheten i Sverige och andra länder
 - 10 Tham, Henrik : Ahlberg förbigår fakta.
 11. Ahlberg, Jan : Tidigare forskning om ungdomsbrottsligheten har brustit i analys.
 12. Tham, Henrik : I narkotikadebatten stärks framlingsfientligheten
 13. Lacotte, Christian : Privat brottsforebyggande arbete i USA.
 14. Lacotte, Christian : Polisen och Fotbolls-EM.
 15. Mattson, Pontus : Brittsk laktarvåldsforskare optimistisk inför EM
 16. Jonsson, Torsten . Åklagarna måste göra individuella bedömningar.
 17. Jonsson, Torsten (novelst) : Mälaren runt (novel). Nr. 3.
 18. Lacotte, Christian : Bagateliserat gral vanligaste mordorsaken.
 19. Brorsson, Joel : Villkorlig frigivning.

20. Hasselrot, Tith : Skolan är ögat—Samarbete skola-polis i Linköping.
21. Åkerström, Malin : Brottsofferjourenas gransdragningar.
22. Lacotte, Christian : Hjälp på offrens villkor.
23. Mahiesen, Thomas : KRUM-KROM-KRIM, En historisk betraktelse över fångkampen.
24. Tham, Henrik : Inkapactering inte en kriminalpolitiskt framkomlig väg.
- Nr. 4.
25. Crona-Leandoer, Åsa : Kvinnorörelsen—En massmedial auktoritet.
26. Lacotte, Christian "Brottsligheten i Danmark minskar".
27. Tresselt, Marit : Forebygande med vind i seglen.
28. Lacotte, Christian : Finskt ensamarbete.
29. Knutsson, Johannes : Vad har hänt med straffnivån ?
30. Bergström, Gunnel : Sovjetisk militärsism blir antiterrorism
- Nr. 5-6.
31. Lindström, Peter : Skolan i ett kriminologiskt perspektiv.
32. Alexandersson, Lars & Lacotte, Christian : Mot Europas bästa skola.
33. Engwall, Viveka : Polisbesök och vardagsjuridik.
34. Torbjörnsson, Anna : Att lyssna till unga.
35. Lacotte, Christian : Skolan—en kontrollinstitution.
36. Granvik, Margot : > Vi som är små kan inte göra något åt vuxna <
37. Adler, Eva Jo : De omutbara.
38. Granvik, Margot : Familjegrupper mot mobbing.
39. Carrén, Caisa : Vandalisering en effekt av välfärd.
40. Solarz, Artur : Vad är Ecstasy ?
41. Lacotte, Christian : > Droger är samhällets problem — inte ravens <
42. Lacotte, Christian : > Mer än varannan drogad på rave-fester <
43. Tiby, Eva : Om flickornas brottslighet.
44. Alexandersson, Lars & Andersson, Tommy : Samhällsstjänst som alternativ till fängelse.

(平成五年八月十五日稿)